

福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模災害の発生時において、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要配慮者を支援する福島県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(事前協定・登録等)

第2 チームの派遣に協力する施設を所管する法人、福祉施設、事業所、又は医療機関等（以下「協力法人等」という。）は、「福島県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書」（様式第1号）を県に提出する。

2 県は、協力法人等と「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」（様式第2号）を締結する。

3 前項により県との協定を締結した協力法人等は、別表に掲げる資格を有する職員、又は職種から「福島県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿」（様式第3号）（以下「予定者登録簿」という。）を作成して県に提出し、県はそれを登録するものとする。また、チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても記載するものとする。

4 協力法人等は第3項により提出した予定者登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

5 チーム員の登録については別に定める要領により行うものとする。

(派遣基準・派遣期間等)

第3 県は、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたとときに協力法人等に対しチーム員の派遣を要請するものとする。

2 県は、県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から県に対してチームの派遣要請があり、かつ県が派遣する必要があると認めたとときに協力法人等に対しチーム員の派遣を要請するものとする。

3 チームの派遣期間は、原則として災害の初期とする。

4 派遣期間については、県が、県内にあつては派遣先市町村と、県外にあつては派遣先都道府県と調整の上決定するものとする。

(派遣要請)

第4 県は、第3の派遣基準に基づき、協力法人等に対し、チーム員の派遣を要請する。

派遣要請は、「福島県災害派遣福祉チーム員派遣要請書」（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を後日行うこととし口頭により要請することができる。

2 協力法人等は、県から派遣要請があつたときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を県へ報告し、派遣が可能な時は、チーム員を派遣する。

3 県は、チーム員の派遣に当たっては、前項の派遣可能なチーム員で構成するチームを編成するも

のとする。

(チームの構成及び移動手段等)

第5 県は、第4第3項に規定するチーム員の編成に当たっては、次のとおりとする。

- (1) チーム員は、1チームにつき4～6名程度で構成することを基本とする。ただし、状況に応じた構成によりチームを編成できるものとする。また、編成にあたっては、複数の協力法人等で行うことができるものとする。
 - (2) 県は、チーム員の中からリーダーを指定する。リーダーは、チームを統括する。
- 2 県は、チーム員の派遣に伴う移動手段等について、チーム員を派遣する協力法人等と協議の上決定するものとする。

(活動内容)

第6 チームは、派遣先市町村（県外の場合は県又は市町村）の指示の下、次の活動を行うものとする。

- (1) 避難者等の福祉ニーズ把握
避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握する。
 - (2) 要配慮者のスクリーニング
緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
 - (3) 要配慮者からの相談対応
要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - (4) 介護を要する者への応急的な支援
避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
 - (5) 避難環境の整備
避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。
- 2 チーム員は、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チーム員は、活動に当たっては、市町村災害対策本部や関係機関から派遣される医療救護班等及び他機関との情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 4 チーム員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自らの安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(活動報告)

第7 チーム員の活動中及び活動が終了した場合は、その活動状況等について、「福島県災害派遣福祉チーム活動報告書」（様式第5号。以下「報告書」という。）により県に報告する。

(役割分担)

第8 この要綱における各団体等の役割は別に定めるところによる。

(費用負担等)

- 第9 チーム員の派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外のチーム員の派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 県は、チーム員の活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。
- 4 県は、チームの構成員を派遣した協力法人等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

(協議会の設置)

第10 県は、平時からのチーム員の活動を支援するための体制づくり、チーム員の養成及びチーム編成に係る活動可能者の県への推薦等を円滑に行うため、県内の職能団体・事業者団体等及び県関係各課で構成する「福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）」を設置するものとする。

(研修及び訓練等)

第11 県は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第12 チームの設置及び運営に関して入手した個人情報については、協力法人等及び協議会の構成団体における個人情報の保護に関する規程や倫理綱領等に基づいて適切に取り扱うものとする。

(補則)

第13 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第2関係）

区分	名称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 理学療法士、作業療法士
職種	医療ソーシャルワーカー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、 生活支援員、地域包括支援センター職員
その他	特に知事が認めた者